

章	該当の条項	委員名	市民自治推進委員ご意見	回答部局	回答
7	(条例制定等の手続) 第36条 市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、立案段階から市民の参画を図り、又は市民に意見を求めなければならない。 (1) 関係する法令又は条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 (2) 用語の変更等簡易な改正で、その条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合 (3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者（以下「提案者」という。）が不要と認めた場合 2 提案者は、前項に規定する市民の参画等の有無及び状況に関する事項を付して、条例案を提出しなければならない。	中川委員長	・バブコメの全体的な実施内容、件数をご教示ください。	行政経営課	別紙(5ページに記載)のとおり
		清水委員	・バブコメが少ないことに対する取組における課題・問題点等について「多様な主体の意見を聴取できる仕組みづくりも求められる」とありますが、前回の推進委員会での意見にもこれらの課題が上がっているように思います。意見に対する対応はどのようになっていますか？	行政経営課	毎年度実施している「『生駒市自治基本条例検証報告書』の条例の運用についての各課の取り組み状況」の回答にあるように、各課にて多様な意見が聴取できるように検討し取り組んでいるところである。
		相川委員	・市民参画の手法として「審議会等の市民委員」と「パブリックコメント」を挙げておられますが、ほかの手法（公聴会や討論会、ヒアリング、或いは若い世代への説明会等）の実施状況を知りたいです。行政経営課が課題として挙げておられる「初期段階から多様な主体の意見を聴取できる仕組みづくり」は、どこまで進んでいますか？	行政経営課	今年度行政改革大綱を見直し、総合計画の第6期基本計画に「第6章行財政改革の考え方」として新たに行革大綱を位置づけた中で、4つの行動指針を設定した。その一つが「多様な主体との協創」であり、「政策形成の初期段階から情報を公開し、市民や事業者等の意見やノウハウを取り入れることで、より良い解決策を導き出します。」と明記した。今後はこの指針に沿って事業が進められるよう、行政改革の中で後押ししていく。
7	(計画策定段階の原則) 第37条 市は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策の検討及び決定に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。	中川委員長	・「公共施設総合管理計画」のような計画を策定するにあたって、どのように市民参画・当事者参画が図られているのでしょうか。	行政経営課	市が保有する各施設の方針を示す「公共施設マネジメント推進計画」「個別施設計画」を策定した際は、市民アンケート・審議会・パブリックコメントにより市民参画を図った。 ・市民アンケート：市民3,000名を対象に、公共施設の利用状況や公共施設に対する考え方等について調査を行った。 ・審議会：学識経験者、団体代表（自治連合会・民生児童委員連合会）、公募市民で構成する生駒市行政改革推進委員会で、計画案について計12回審議いただいた。 ・パブリックコメント：計画案についてパブリックコメントを実施し、126人から139件の意見が提出された。
		清水委員	・他の部署の事例から見ても、生駒市におけるバブコメは極めて少なく、そもそも適切に市民の意見を反映しているとは言えないのではないのでしょうか。条例改正後、問題点は現在ないとする見解が、バブコメを根拠としているのであれば、妥当な判断とはいい難く他の意見徴取の方法が必要ではないかと考えます。	行政経営課	バブコメへの意見をより多くもらえるような工夫は引き続き必要である。一方で意見聴取するうえで、バブコメは方法の一つであり、合わせて他の意見聴取の方法も検討することが望ましいと考えている。
		平坂委員	・パブリックコメントは手続きにのっとって的確に行われているかとは思いますが、意見の量など、十分に機能している状況でしょうか。どのように評価されていますでしょうか。他市等の状況と比較しても問題のない水準でしょうか。	行政経営課	バブコメへの意見の量については、案件により多くいただけるものもあれば少ないものもあり、他市も同様と認識している。十分かという点、まだ伸びしろはあると思われるため、バブコメに意見を出してもらう工夫は引き続き検討していきたい。
		相川委員	・市民が求めた場合、（市の当初の予定にはなくても）バブコメや公聴会が行われる体制にはなっているのでしょうか？	行政経営課	バブコメの対象は、 ・総合計画等市の基本的な政策を定める計画、個別の行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める方針又は計画の策定又は変更 ・次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定 ア. 市の基本的な制度を定める条例 イ. 市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例 ウ. 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の制定又は改廃 エ. その他実施機関が特に必要と認めるもの と条例に定められているため、これに該当しないものは市民が求めた場合であってもバブコメの対象とはしていない。 しかし、要望がある場合においては、バブコメや公聴会という形に縛られず何かしら市民の意見を聴取する機会を設けることは可能と考える。
		正垣委員	・その数は市民の意見をヒアリングする目的において十分と考えられるのか？	企画政策課	本課が実施している市民実感度調査では、母集団（市全域）から一部をサンプル（アンケート送付者）として抽出しています。市民全員を対象とした調査と比べて結果に差が生じることがあるため、一般的に信頼度95%を担保できるよう、サンプル数を集計します。 生駒市の人口規模では、383人から回答があれば、統計学上有効なアンケートとなりますので、これまでの回答率等を勘案して、アンケートの発送数を設定しており、十分なサンプル数を確保できています。
		SDGs推進課	性別・世代・居住地域等の観点から、十分であると考えられる。		
		人権施策課	パブリックコメントにつきましては、「生駒市人権施策に関する基本計画（第2次）」を策定するに当たり、約1か月間の募集期間内に、意見提出者3名から41件の意見を頂きました。 より多くの方から多様なご意見の提供があれば、計画により反映されることも考えますが、計画策定という専門的な内容に係るバブコメという事情から、提出者数が少なかったものと認識しております。 なお、頂いた41件のご意見は、全件を生駒市人権施策審議会に諮り、出来る限りご意見を計画に反映致しております。		
障がい福祉課	障がい者福祉計画の策定において ・障害者手帳所持者1,500人を無作為に抽出して実施した市民アンケート ・児童通所サービスを利用している19歳以下の子どもの保護者及び児童通所サービスは利用していないがアンケート回答を希望する計684人に実施したお子様の発達に不安のある保護者向けアンケート を行いましたが、この対象者数については、当事者の方の生活状況、障害サービスの利用状況、課題や要望等を把握するための十分な数であったと考えています。				
介護保険課	市民対象の調査は、国から示された調査・分析手法を用いており、必要とされる調査件数で実施しています。				
営繕課	行政手続法に基づく意見公募手続（パブリックコメント）なので支障無しと考えられる。				
上下水道部総務課	他市水道事業ビジョンに関するパブリックコメントと同等にしており十分な回数と考える。				

7	(計画策定段階の原則) 第37条 市は、市の将来や市民生活に関する重要なまちづくりの施策の検討及び決定に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。	清水委員	・市民実感度調査の対象の抽出方法や、対象人数の妥当性、回答率をお示しください。	企画政策課	【対象者について】 市内在住の満18歳以上の男女を対象者としており、性別・年齢・住所の比率を考慮して抽出し、発送時に偏りが発生しないようにしています。 【妥当性について】 上記正垣委員のご質問に対する回答と同様です。 【回答率について】 令和4年度調査（本調査：3,000人対象）：回答率50.6%（有効回答数：1,517件） 令和4年度調査（簡易版：1,000人対象）：回答率52.2%（有効回答数：522件） 令和3年度調査（簡易版：1,000人対象）：59.5%（有効回答数：595件）
		正垣委員	・年度によって調査対象人数に大きな差があるのはなぜか？	企画政策課	本調査（3,000人対象）と簡易版調査（1,000人対象）を隔年で実施しています。本調査においては、第1期基本計画で定めている「実現を目指す5年後のまちの姿」や「市民の役割分担（市民ができること）」等の設問を設けています。簡易版と比較して、設問の量が膨大になることから、一部の質問をA.B.Cの3つに割り振り、1,000人ずつに送付していることから、調査対象人数に差が生じています。
		清水委員	・参加者数をお示しください。	SDGs推進課	第1回32名、第2回36名、第3回32名、第4回36名、第5回36名、第6回29名
		正垣委員	・ワークショップの内容を知りたい。	SDGs推進課	第1回生駒市の環境の概要・生駒市の環境のいいところ・課題、第2回まちの将来像について、第3回生駒の環境をより良くするための提案、第4回提案を具体化するために、第5回提案を具体化するために、第6回計画素案の共有
		清水委員	・意識調査の対象人数と回答率・パブコメの回数と意見数をお示しください。	人権施策課	1. 市民意識調査 ①平成30年度「生駒市人権に関する市民意識調査」対象人数：3000名、回答率：44.4% ②令和5年度「男女共同参画・人権についての市民アンケート調査」対象人数：3000名、回答率：30.4% 2. パブコメ「生駒市人権施策に関する基本計画（第2次）」 回数：1回、意見数：41件
		清水委員	・市民アンケート等の対象の抽出方法や、対象人数の妥当性、回答率をお示しください	障がい福祉課	・障害者手帳所持者1,500人を無作為に抽出して実施した市民アンケートについて 生駒市在住の障害者手帳所持者（令和5年4月1日現在で65歳未満の方）から1,500人を無作為で抽出。対象人数の妥当性については上記のとおりです。回答率については、58.7%です。 ・児童通所サービスを利用している19歳以下の子どもの保護者及び児童通所サービスは利用していないがアンケート回答を希望する計684人に実施したお子様の発達に不安のある保護者向けアンケートについて 対象の抽出方法と対象人数の妥当性については、上記のとおりです。回答率については64.8%です。
7	(計画策定手続) 第38条 市民に意見を求めるときは、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見及び情報を考慮して決定する制度やアンケートの実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、速やかに公表しなければならない。	清水委員	・アンケートの対象の抽出方法や、対象人数の妥当性、回答率をお示しください パブコメの回数と意見数をお示しください。 また、それによる改善点はないのでしょうか？	介護保険課	・アンケート調査は、国から示された調査・分析手法を用いています。本調査の分析に望ましいサンプル数をクリアしており、結果の妥当性は高いと言えます。 アンケートの回答率（担当課）※③④は市内全数対象に実施。 ①健康とくらしの調査（地域包括ケア推進課）75.1%、②在宅介護実態調査（介護保険課）77.0%、③介護サービス事業所調査・介護サービス従事者調査（介護保険課） 〈事業所〉居宅介護支援事業所85.2%、地域包括支援センター100%、介護サービス事業所87.8%、〈従事者〉居宅介護支援事業所・地域包括支援センター従事者85.3%、介護サービス事業所従事者56.0%、④在宅医療・介護連携に関する調査（地域医療課）92.6% ・パブリックコメントの回数1回、意見提出者11人、意見提出件数 述べ24件
		清水委員	・アンケートの対象の抽出方法や、対象人数の妥当性、回答率をお示しください パブコメの回数と意見数をお示しください。 また、それによる改善点はないのでしょうか？	上下水道部 総務課	住民基本台帳の満18歳以上の市内在住者（世帯主）から無作為で2,500件送付。前回調査との比較のために前回調査と同数とした。回答率は43.2%。アンケート結果から課題を抽出し、ビジョンに取り入れている。 パブコメ回数1回、意見数58件。
		清水委員	・パブコメの意見数をお示しください。また、それによる改善点はないのでしょうか？	企画政策課	9名の方から延べ28件のご意見をいただきました。第6次総合計画第2期基本計画は、施策の方向性を中心に記載しておりますが、今回いただいたご意見については、具体的な各事業に関するものが多かったため、計画（案）の修正を行わず「原案のとおり」となっている意見については、各担当課と情報共有した上で、今後の具体的な事業実施における参考のご意見として、承りました。
7	(計画策定手続) 第38条 市民に意見を求めるときは、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見及び情報を考慮して決定する制度やアンケートの実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、速やかに公表しなければならない。	清水委員	・R2年までのパブコメがR3・4に0件になった理由をお示しください	行政経営課	上記に記載の対象となる案件がなかったため。
		清水委員	・パブコメの意見数をお示しください。また、それによる改善点はないのでしょうか？	人権施策課	意見数は41件となります。 頂いた41件のご意見は、全件を生駒市人権施策審議会に諮り、「生駒市人権施策に関する基本計画（第2次）」策定にあたり、出来る限りご意見を計画に反映致しました。 改善点例：記載の簡略化、説明書きの追加、文言の修正など
		清水委員	パブコメの意見数をお示しください。パブコメ実施による課題や改善点はありませんか？	障がい福祉課	パブコメの意見数：4件 パブコメによりいただいたご意見については、従前からご要望いただいておりますが、当課としても課題に感じ計画でも取組として盛り込んでいる内容であったため、パブコメ実施による計画の修正等はありませんでした。
		清水委員	・パブコメの意見数をお示しください。パブコメ実施による課題や改善点はありませんか？	介護保険課	・パブリックコメントの意見提出者11人 意見提出件数 述べ24件
		清水委員	・パブコメの意見数をお示しください。パブコメ実施による課題や改善点はありませんか？	上下水道部 総務課	パブコメ意見数58件。ほとんどが水道事業ビジョンに対する意見ではなかった。パブコメにより修正した箇所は文言の修正のみ1件。

7	<p>(審議会等)</p> <p>第39条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等に配慮するとともに、原則として市民から公募した委員を加えなければならない。</p> <p>2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。</p>	生駒委員	<p>・性別については女性比率として指標化され、各課より回答いただいています。これを一覧可能な形で体系的に管理されていますでしょうか。また、性別以外の属性(地域、年齢、国籍等)についてもバランスの適否をチェックする仕組みはありますか。</p>	男女共同参画プラザ	<p>男女比率については、「地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用」と「条例により設置されている審議会等」などに分けて一覧表を作成しています。</p> <p>性別以外の属性については、附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針第4条に規定されている事項に留意して選任し、秘書課、人事課、総務課に合議を経ることとなっている。</p>
		清水委員	<p>・公募の実施状況については、よくわかりました。公募に関する課題はございませんでしょうか。</p>	<p>企画政策課</p> <p>審議会において、公募委員の発言が少ないことが課題です。普段の生活で感じていること等を発信していただけるよう、サポートする必要があると感じています。</p> <p>防災安全課</p> <p>防災に関心のある市民を選定しているが、会議の場において、専門家の委員がいる中では公募市民委員が発言したり、意見を述べることを萎縮してしまう状況となっている。</p> <p>消費生活センター</p> <p>特になし</p> <p>行政経営課</p> <p>行政改革推進委員会についての課題としては、行政経営の分野に興味を持っていただける公募市民の数が少ないという点があると考えています。</p> <p>SDGs推進課</p> <p>公募市民等無作為抽出型登録制度において、8分野中7番目「環境及びごみ軽量化」分野を選択されている方は一定数いるものの、環境に興味関心をお持ちの方が少ないこと。</p> <p>人権施策課</p> <p>「公募市民等無作為抽出型登録制度」においては、登録の際に市民から希望分野を伺うが、区分の「市民協働及び人権」を希望される登録者数が他の分野と比較して少ないことが、課題となっています。</p> <p>介護保険課</p> <p>協議会そのものの存在や公募情報を知らない市民も多いと思われることから、意見を反映できる大事な機会でもあることを知っていただく機会を増やしていく必要があると考えます。</p> <p>地域医療課</p> <p>公募市民等無作為抽出型登録制度において、「福祉、健康及び医療」分野を選ばれている方は一定数いるが、その中で医療に興味がある方かどうかの情報まで得られないこと。</p> <p>都市計画課</p> <p>都市計画審議会は、主に都市計画法に基づく審議を行うもので、以下の理由から市民公募による委員選定は行っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画手続きにおいて、複数回、市民意見を聴取する機会があり、その意見も踏まえて審議会で議論される。 ・市民意見の反映という趣旨で、自治連合会会長を委員としている。 <p>みどり公園課</p> <p>景観審議会については市より推薦依頼を出し、各団体から推薦いただいております。特に課題はありません。</p> <p>生涯学習課</p> <p>文化財保護審議会は、市の文化財指定の諮問に対する答申など文化財に識見を有する者を委員として専門的な見地から意見を聴く会議体であり、公募による委員の場合、十分な意見をいただくことが困難となる懸念がある。</p> <p>社会教育委員会議は、学識のほか、条例に規定される「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者」で構成され、市内での活動実践者の方々に委員となっていただいております。社会教育の諸課題や方向性など十分な議論がなされている。</p> <p>スポーツ振興課</p> <p>公募市民等無作為抽出型登録制度において、「生涯学習・スポーツ」分野を選択されている方は一定数いるものの、スポーツに興味関心をお持ちの方が少ないこと。</p>	
7	<p>(市民自治の定義)</p> <p>第40条 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。</p> <p>2 市民自治活動の主体は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるものとする。</p>	平阪委員	<p>・第1項で、市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う「活動」と定義していますが、2項では、「市民自治活動」と表現しています。市民自治が活動を指すのであれば、第2項においても「市民自治の主体は～」でよいのではないのでしょうか。あえて「活動」を付する必要があるのでしょうか。(41、42条も同様)</p>	企画政策課	<p>第6次総合計画第2期基本計画の策定過程における審議で、「市民自治」という文言には「活動」という概念が含まれているというご意見もありましたが、アクションを起こしていくことをより具体的に表現した方がよいということから、審議の結果「活動」という言葉を採用することとなりました。このため、基本的施策として「市民自治活動・学び」を設定しています。</p>
		相川委員	<p>・前回の意見6にあった「地域特性の把握」について、統計データなどをまとめた「地域カルテ」的なものの作成や当該地域への公表・共有はされていますか？</p>	企画政策課	<p>各種情報が集約された資料はございませんが、市民実感度調査において、小学校区別に集計を実施しており、地域の状況等を各課と情報共有しています。また、調査結果についても、HPで公表しています。</p>
		正垣委員	<p>・市民がまちづくり活動に参画しやすくなる、市の支援は何かあるのか？その対象と内容は？</p>	市民活動推進センター	<p>一般や学生を対象とした初歩的な講座を開催する他、主に働き盛り世代をターゲットとしたBASE生駒事業を通じて、市民の発案による生駒のためになる事業の実施を行っている。また社会課題解決に繋がる公益活動には、地域・社会活動創出支援事業補助金を運用している。</p>
		清水委員	<p>・前回の見直し時の推進委員会での意見に対する「2・5・6」の対応を教えてください。</p>	市民活動推進センター	<p>2：ボランティアやNPO、コミュニティへの人材教育のシステムをもっと有機的に繋いでほしいと思います。それには生涯学習などの役割のリニューアルも必要だと考えます。</p> <p>→(上記への回答)</p> <p>公益活動団体や個人ボランティアが持つスキルやノウハウを、市内の福祉事業所等で役立てていただく他、公益活動団体の活動とBASE生駒の活動者とを繋げるなど、新旧の活動者のコーディネート強化している。</p>
7	<p>(市民自治に関する市民の役割)</p> <p>第41条 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自ら市民自治活動に参加するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、市民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。</p>	正垣委員	<p>・生駒市は、市外の人から市民活動が活発な街と言われることが多い。市民実感度調査の結果は、市としてどう受け取っているのか？目標値はあるのか？</p>	企画政策課	<p>市民実感度調査において「まちや地域をより良くしていくための活動に参加していますか」という設問を設けています。「参加している」と回答した方の年代にばらつきがあることから、第6次総合計画第2期基本計画では、まちづくりの総合指標として、令和9年度に「参加していると回答した人の割合を20.8%まで引き上げることを目標としています(令和4年度：19.4%)」。</p>
				生涯学習課	<p>2について：生涯学習は、自己実現のための主体的な学びであるが、市民が自身の知識やスキルを活かした学びの場の創出や市民との学び合いの場づくりのほか、地域課題や市民活動団体の取組を知る機会を拡大することで、学びを地域に還元したり、まちづくりに関わる市民を増やすよう取組を進めている。</p>

7	<p>(市民自治に関する自治体の役割)</p> <p>第42条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う市民自治活動を尊重しなければならない。</p> <p>2 市は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援するものとする。</p>	清水委員	<p>・くらしのサポーター養成事業</p> <p>サポーターの高齢化に対して、どのような対策をなさっていますか？また、どのようなことが必要だと考えられますか。</p>	消費生活センター	<p>くらしのサポーター養成講座は平成26年9月から平成29年9月まで7回開催し、26名のサポーターを養成しました。その後、令和2年度までサポーターの集まりを実施して参りましたが、高齢化に伴う参加者の減少や、サポーターと連絡が取れないということもあり、現在は暮らしのサポーター養成事業は行っていません。</p> <p>市民一人ひとりが消費者力を高めることは、消費者トラブルを未然に防ぎ、拡大を抑制するために重要です。今後、広く市民向けの消費生活公開講座を開催し、「気づく力」「断る力」「相談する力」「周囲をサポートする力」を向上させることを目指します。</p>
		清水委員	<p>・高齢者の多い地域におけるデジタルデバインド等への対応策ですでに実施されていることはありますか？</p>	デジタル推進課	<p>令和5年度は、国の利用者向けデジタル活用支援推進事業による、主にシニア層に向けたスマホ教室を約80コマ実施しました。加えて、市公式LINEのリニューアルに合わせたスマホ教室を約50コマ実施しております。</p>
		清水委員	<p>・マイサポいこま</p> <p>提案事業数の減少はコロナ禍以外の理由があればお示してください。</p>	市民活動推進センター	<p>本制度を活用し団体自体が自立していったことも減少の一因として考えられる。</p> <p>本制度は令和2年度で終了し、新たな公益活動を支援する制度「地域社会活動創出支援事業（まちサポ）」を令和3年度から開始している。</p>
		正垣委員	<p>・マイサポいこまはとてもいい仕組みだと思いますが、提案事業数が少ないと思う。その原因は何か？対策はあるのか？</p>	市民活動推進センター	<p>同上</p>
		清水委員	<p>・まちサポいこま</p> <p>コロナ禍においても、提案事業数が伸びている有力な要因があれば、他の事業でも共有できればと思います。</p>	市民活動推進センター	<p>適宜制度の見直しを行う他、関係団体や活動者に対し、事業の周知を行っているため。</p>
		清水委員	<p>・活動における課題はありませんか？</p>	環境保全課	<p>・地域環境整備事業について、市民から地域ねこ活動サポーターを公募し認定しているが、新規サポーターが実際に活動に携わる機会が減っており、そのあり方について再考する必要がある。</p> <p>・集団資源回収補助金について、補助金制度を自治会等の団体にさらに広く周知したいと考えている。</p>
		清水委員	<p>・活動における課題はありませんか？</p>	福祉政策課	<p>老人クラブがシニアの生きがいや健康づくり、地域活動の受け皿となっていたためには、クラブ数・会員数の維持が課題であると認識している。会員数が増加している単位クラブの取組を情報共有したり、単位クラブの創意工夫を促す支援方法などを検討する必要がある。</p>
		清水委員	<p>・活動における課題はありませんか？</p>	地域包括ケア推進課	<p>・高齢化などに伴い、住民主体の介護予防教室などにおいて、地域福祉、地域活動の担い手の不足。</p> <p>・地域資源を把握し、地域ニーズにマッチした支え合い活動を促進していく体制整備。</p> <p>・働く世代に向けた、認知症の正しい知識と理解を促進。</p>
		清水委員	<p>・活動における課題はありませんか？</p>	管理課	<p>地元住民の協力を得て持続可能な道路維持管理体制を構築するための課題として、市民に行政の現状を知ってもらい、軽微な草刈りや溝掃除等全てのことに行政力（公助）を求めめるのではなく共助として市民自治活動が出来ないかという視点をもってもらうこと、そのためには行政側からも現状伝達や市民自治活動の例示等が必要であると考え。</p>
		正垣委員	<p>・地域の里山づくり事業の対象地はどこか？何に対して補助をしているのか？それは有効か？森林環境譲与税の他の使い道はあるのか？</p>	みどり公園課	<p>・市内の山林、緑地、公園等5か所（高山町、南田原町、鹿ノ台、真弓南、西畑）</p> <p>・森林ボランティア団体等が行う整備活動、機材の配備、利活用に係る費用に対して補助</p> <p>・市民等の自主的な森林整備活動を行うことで、里山林の機能回復とともに、利活用による森林環境教育を図ることができる。</p> <p>森林環境譲与税の用途については別紙（5ページ）参照。</p>
中川委員長	<p>・コミュニティ・スクールの設置、活動実態はいかがでしょうか。また、学校のクラブ活動、登下校の安全管理等の地域への移行はどうなっていますか。</p>	教育指導課	<p>市内全校でコミュニティ・スクール導入済みです。</p> <p>活動について登下校の見守りや授業支援などが行われ、毎年3校ずつ2月ごろ取組について発表。</p> <p>学校のクラブ活動について、部活動指導員による指導実施。地域移行に向けてスポーツ振興課による地域クラブの創設が進んでいます。</p> <p>登下校の安全管理は、教育総務課が行っています。登下校の見守りはコミュニティ・スクールの活動としてご協力いただいています。</p>		
7	<p>(情報収集及び管理)</p> <p>第48条 市は、常に市政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その保有する情報を適正に管理しなければならない。</p>	清水委員	<p>・オープンデータ化を進める中で、開示できるものについては、積極的に開示していく必要があるのではないかと考える。その際、情報を手にする者は、職員のみならず一般市民も対象になりうる情報もあるのではないのでしょうか。解説の文言が時勢にあっているか検討したい。</p>	デジタル推進課	<p>委員ご指摘の通り、現状の条文・解説には、オープンデータについての思想が十分に反映されていないようにも感じられます。</p>

●年度別パブリックコメント実施状況

年度	No	案件名	実施機関	実施時期	意見提出者数		のべ意見提出件数	
					年度別	年度別	年度別	年度別
1	1	生駒市農業ビジョン（案）	生駒市	R1. 6. 28～R1. 7. 29	4人	330人	31件	460件
	2	（仮称）生駒市手話言語の普及及び障がいの特 性に応じた多様なコミュニケーション手段の利 用促進に関する条例（案）	生駒市	R1. 9. 1～R1. 9. 30	3人		12件	
	3	生駒市行政改革大綱（案）前期行動計画（案）	行政改革推進委員会	R1. 9. 12～R1. 10. 11	13人		48件	
	4	第2期生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略 （案）	生駒市	R1. 12. 20～R2. 1. 19	1人		9件	
	5	第2期生駒市子ども・子育て支援事業計画（案）	生駒市	R1. 12. 20～R2. 1. 19	4人		6件	
	6	今後の生駒市立幼稚園のあり方について（案）	生駒市	R1. 12. 20～R2. 1. 19	25人		25件	
	7	生駒市災害廃棄物処理計画（案）	生駒市	R1. 12. 20～R2. 1. 19	1人		6件	
	8	今後の生駒市立小・中学校のあり方について （案）	生駒市	R1. 12. 20～R2. 1. 19	266人		301件	
	9	第2次生駒市教育大綱（案）	生駒市	R2. 3. 19～R2. 4. 19	13人		22件	
2	10	生駒市公共施設マネジメント推進計画（案）生 駒市個別施設計画（案）	生駒市	R2. 6. 22～R2. 7. 21	126人	199人	139件	360件
	11	第6期生駒市障がい者福祉計画（案）	生駒市	R2. 12. 16～R3. 1. 15	8人		23件	
	12	生駒市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事 業計画（案）	生駒市介護保険運営協議会	R2. 12. 16～R3. 1. 15	5人		38件	
	13	生駒市地域公共交通計画（案）	生駒市地域公共交通活性化協議会	R2. 12. 16～R3. 1. 15	5人		8件	
	14	生駒市バリアフリー基本構想（案）	生駒市	R2. 12. 16～R3. 1. 15	30人		76件	
	15	生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関 する条例を廃止する条例（案）	生駒市	R3. 1. 13～R3. 2. 12	4人		4件	
	16	生駒市水道事業ビジョン（案）	生駒市水道事業	R3. 1. 13～R3. 2. 12	14人		58件	
	17	生駒市都市計画マスタープラン（案）	都市計画審議会	R3. 3. 19～R3. 4. 19	3人		10件	
	18	生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）	市	R3. 3. 19～R3. 4. 19	4人		4件	
4	19	議員定数について	市議会	R4. 10. 7～R4. 11. 7	62人	62人	62件	62件
5	20	生駒市スマートシティ構想（案）	生駒市	R5. 6. 21～R5. 7. 20	7人	34人	9件	80件
	21	生駒市商工観光ビジョン（案）	生駒市	R5. 9. 25～R5. 10. 24	2人		2件	
	22	生駒市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事 業計画（案）	生駒市	R5. 12. 22～R6. 1. 22	11人		24件	
	23	第7期生駒市障がい者福祉計画（案）	生駒市	R5. 12. 22～R6. 1. 22	4人		4件	
	24	生駒市自殺対策計画（案）	生駒市	R5. 12. 22～R6. 1. 22	0人		0件	
	25	（仮称）第2期生駒市スポーツ推進計画（案）	スポーツ推進審議会	R5. 12. 22～R6. 1. 22	1人		2件	
	26	第6次生駒市総合計画第2期基本計画（案）	総合計画審議会	R5. 12. 25～R6. 1. 25	9人		28件	
	27	生駒市行政改革大綱の見直し（案）	行政改革推進委員会	R5. 12. 25～R6. 1. 25	1人		11件	
	28	第3次生駒市教育大綱（案）	生駒市教育委員会	R6. 3月実施予定				
令和元年度～令和5年度 計					625人		962件	
令和元年度～令和5年度 一案件当たり平均					22人		34件	

令和5年度森林環境譲与税の用途について

事業名	事業内容
森林整備事業に伴う調査業務	森林環境譲与税を活用し、森林整備方針の意見を 徴集するため懇話会を開催し、「生駒市森林整備 に係る取組方針」の策定を行う。
危険木伐採業務	これまでの調査の中で、危険木伐採補助事業のモ デル地区について伐採業務を行う。
ナラ枯れ防除補助事業	個人によるカシノナガキクイムシ被害木の抜倒や 危険木伐採の実施に対する補助を行う。
生駒市地域で育む里山づくり事業	里山林の保全・整備及び利活用を継続的に行う団 体に対する補助を行う。
森林環境教育体験学習推進補助事業	小学生を対象に、森林や林業の大切さを学ぶため の体験学習の実施に対する補助を行う。
森林環境整備促進基金積立	次年度以降の森林整備及びその促進に関する施策 を行う資金に充てるための基金積立。
合計	